2007年1月11日 (平成19年)

藤沢市長 山 本 捷 雄 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 横山 弘美

国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係 る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに 伴う本人通知の省略について(答申)

2006年12月15日付けで諮問(第223号)された国民健康保険の資格の 取得及び喪失並びに給付に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例 (平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。) 第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本件の照会対象者の国保加入状況及びレセプトに記載されている情報について,警視庁刑事部捜査共助課司法警察員から2006年(平成18年)10月6日付け捜査関係事項照会書により,照会があった。

藤沢市個人情報保護条例の1988年(昭和63年)4月1日施行に当たり、 警察署から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき、「国保加入状況」及 び「レセプトに記載されている情報」についての目的外提供の依頼があった場 合に「目的外提供すること及び目的外提供することに伴う本人通知を省略する こと」の必要性は包括的に承認されている。

そこで、2006年(平成18年)10月18日に本件対象照会者の国民健康保険の加入状況とレセプトに記載されている情報を回答した。

その後,2006年(平成18年)11月14日付けで捜査関係事項照会書により,国民健康保険加入申請書(確認したところ,本市の場合においては「国民健康保険資格届」であるとの回答を得ている。)の写しの交付依頼がされた。

今回の交付依頼のあった「国民健康保険資格届」には、1988年(昭和63年)4月1日施行の際に包括的に承認されていない個人情報が含まれているためその個人情報の目的外提供に関し藤沢市個人情報保護制度運営審議会に意見を聴くものである。

- (2) 提供する情報の提出先及びその内容
 - ア 今回目的外提供の依頼のあった国民健康保険資格届に記載されている個人情報は次のとおりであるが、このうち(ア)、(ウ)、(エ)を目的外提供するものである。
 - (ア) 世帯主の住所及び氏名
 - (イ) 世帯主の性別および生年月日
 - (ウ) 本件照会対象者(異動該当者)の氏名・生年月日・性別・世帯主との続 柄
 - (エ) 届出人の住所,氏名,電話番号,印鑑の写し,筆跡及び届出人と本件照 会対象者との続柄

上記(ア)及び(ウ)の個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについては包括的に承認が得られている。一方,(エ)の個人情報については包括的に承認されていないが,国民健康保険資格届からしか得られない個人情報であるため目的外提供する必要性があると判断するものである。

なお,(イ)の個人情報は,住民票の写しの交付申請により得られる個人情報 であるため,提供しないものとする。

イ 目的外の提供先

警視庁 刑事部捜査共助課 司法警察員

(3) 目的外に提供する必要性について

本件の照会は正当な請求権を有した司法警察員によって行われたものであり、 公共の秩序安定を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであるか ら、照会そのものの正当性及び公益性は、十分認められるものである。 本件照会の必要性について警視庁に問い合わせしたところ,「犯罪名や捜査 内容については回答できないが,国民健康保険加入届出人の連絡先等の情報に より,逃走中の被疑者の所在の手がかりとしたい。」との回答であった。

よって,本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果,本件の照会に応じる必要があるものと判断した。

(4) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外提供する場合は,当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供にあたり、当該個人情報の帰属者に通知することについて提供依頼先に確認したところ、「捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じる。」との回答があったことから、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

- (5) 提出資料
 - ア 捜査関係事項照会書(写し)
 - イ 国民健康保険資格届
 - ウ 個人情報取扱事務届出書
- 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件の照会は正当な請求権を有した司法警察員によって行われたものであり、 公共の秩序安定を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであるか ら、照会そのものの正当性及び公益性は認められる。

また,本件照会の必要性について実施機関が警視庁に問い合わせしたところ,「犯罪名や捜査内容については回答できないが,国民健康保険加入届出人の連絡先等の情報により,逃走中の被疑者の所在の手がかりとしたい。」との回答を受けている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略することの合理的理由について 個人情報を目的外提供する場合は、当該個人情報の帰属者に対してあらかじ めその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供にあたり、当該個人情報の帰属者に対して通知することについて実施機関が提供依頼先に確認したところ、「捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じる」との

回答を受けている。

以上のことから判断すると,目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 補足意見

なお、本件については、指名手配被疑者の罪名が明らかになっていないが、 今後同様の事案については、目的外提供の必要性を判断する資料として、「罪 名」を確認した上で諮問するよう求める。

以 上